

A 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な業務に従事するもの、及び医療・法律・教育・宗教・芸術・その他の専門的性質の業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

01 科学研究者

研究所・試験所・研究室などの研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、大学付置研究所などの研究者のうち、講座を有するものは〔09 教員〕に分類される。

011 自然科学研究者

研究所・試験所・研究室などの研究施設において、理学・工学・農学・医学・薬学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために又は製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもって、専ら試験・研究の業務に従事するものをいう。

ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設などにおいて、専ら試験・研究に関連する技能的な作業に従事するものは〔I 技能工、生産工程作業員及び労務作業員〕の該当する項目に分類される。

○ 鉱山研究員	医学研究員	林学研究員
金属材料研究員	薬学研究員	畜産研究員
機械工学研究員	繊維工学研究員	獣医学研究員
電気工学研究員	製糸研究員	動物学研究員
通信工学研究員	土木工学研究員	植物学研究員
化学研究員	建築工学研究員	水産試験場研究員
食品化学研究員	農学研究員	林業試験場研究員

数学研究員
統計数理研究員

地質研究員
物理学研究員

天文研究員
気象研究員

×	技術者〔02～04の 該当する項目〕	大学教員〔096〕 製図工〔778〕 写図工〔778〕	試験工〔50～78の 該当する項目〕 分析工〔50～78の 該当する項目〕
	大学付置研究所教授 〔096〕		

012 人文・社会科学系研究者

研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学・社会学・法律学・政治学・経済学・商学・経営学などの人文・社会科学に関する固有の研究テーマもつて、専ら調査・研究などの専門的・科学的な業務に従事するものをいう。

○	経済学研究員	教育研究員	農業経済研究員
	美術研究家	国語研究員	
	絵画研究員	史料研究員	

×	大学付置研究所教授 〔096〕	大学教員〔096〕
---	--------------------	-----------

02~04 技 術 者

科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、生産における企画・管理・監督・研究などの、科学的・技術的な業務に従事するものをいう。

この業務を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験が必要とする。

ただし、試験場・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の業務に従事するものは、〔01 科学研究者〕に分類される。

021 鉱山技術者

金属・石炭・原油・天然ガス及びその他の鉱物の探鉱・開発・採掘・採取・選鉱のために、生産・保安・設備等に関する企画・管理・監督・指導などの技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、一般地質・農林地質・土木地質・地下資源の調査研究に従事するものは〔049〕に分類される。

○ 鉱山技術者	試すい（錐）技術者	採炭技術者
鉱山技術士	物理探鉱技術者	採油技術者
鉱山調査技術者	磁力探鉱技術者	鉱山保安技術管理者（副保安
採鉱技術者	金属鉱山地質技術者	技術管理者を含む）
電気探鉱技術者	石油鉱山地質技術者	保安係員

× 地質調査技術者〔049〕 安全工業技術員〔049〕 発破員〔419〕

022 金属製錬技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する企画・管理・監督・指導などの、技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、非金属の精錬に関する技術的な仕事に従事するものは〔027〕に分類される。

○ や（冶）金技術者	圧延技術者	熱処理技術者（金属製錬）
電解炉操炉技術者	製鉄技術者	鑄物技術者
電気製錬技術者	電気化学技術者	金属試験技術者
金属精錬技術者	（金属製造処理）	金属技術士
合金技術者	鑄造技術者	
電気分解・電気炉など		

による金属製錬技術者

× 非金属精錬技術者〔027〕

023 機械技術者

各種機械器具（電気機器・電気通信機器・航空機・船舶を除く）・機械設備などに関する企画・設計・据付・製造・改造・修理・作業管理・検査・調査などの、技術的な業務に従事するものをいう。

船用機関の製造・改造・維持・修理に関する技術指導・作業管理などの、技術的な業務に従事するものも含まれる。

ただし、や（冶）金・航空機・造船・電気技術者は含まれない。

- | | | |
|-----------|-------------|---------------|
| ○ 機械設計技術者 | 工作機械設計検査技術者 | 水道用機械設計技術者 |
| 工具設計技術者 | 内燃機関設計技術者 | 機械工業技術者 |
| 機械工作技術者 | 紡機製造検査技術者 | 内燃力発電機械技術者 |
| 金属機械技術員 | 車輛検査技術者 | 空気調和機械製造技術者 |
| 工作機械組立技術員 | 光学機械技術者 | 荷役機械設計技術者 |
| 衡器製作技術者 | 航空機機関技術者 | 荷役機械製造技術者 |
| 航空計器技術者 | 船用機関技術者 | ボイラ設計技術者 |
| 自動車設計技術者 | 製薬機械技術者 | 蒸気原動機設計技術者 |
| 製材機械技術者 | 造機工務技術者 | 製かん（缶）技術者 |
| 精密機械技術者 | 自動車修理技術指導員 | 配管技術者 |
| 染色機械技術者 | 機械技術士 | 水力タービン設計技術者 |
| 機械配置技術者 | 建設機械設計技術者 | 水力タービン製造技術者 |
| 機械技術指導員 | 建設機械製造技術者 | ボイラ・タービン主任技術者 |
- （中小工業指導機関）

× や（冶）金技術者〔022〕 造船技術者〔025〕 電気機械技術者〔026〕
航空機技術者〔024〕 機械デザイナー〔124〕

024 航空機械技術者

航空機の機体・プロペラの設計・製作・修理について、技術的統制・指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する、技術的な業務に従事するも

のは〔023〕に分類される。

- | | | | |
|---|--------------------|----------------------|---------------|
| ○ | 航空機組立技術者
航空機技術者 | 航空機技術士
グライダー設計技術者 | 航空機用プロペラ製作技術者 |
|---|--------------------|----------------------|---------------|

× 航空機機関技術者〔023〕 航空計器技術者〔023〕 航空機整備士〔553〕

025 造船技術者

船舶の設計・検査・建造・改造・ぎ装・修理に関する技術的統制・指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、船用機関計測器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものは〔023〕に分類される。

- | | | | |
|---|---------------------------|---------------------|-----------------------|
| ○ | 造船技術者
船舶技術士
船用電気技術者 | 船舶設計技術者
ボート製造技術者 | 木造船製造技術者
船用電気設計技術者 |
|---|---------------------------|---------------------|-----------------------|

× 船用機関技術者〔023〕 船大工〔607〕 大工〔721〕

026 電気技術者

強電機器・電気機器・電子管・電子応用装置・通信機器などの各種電気機械器具の、設計・検査・維持管理・製作・保守・修理の技術的統制・指導・作業管理、発送電・電気照明などの電気施設、有線電気通信・無線通信などの通信施設の計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの、技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、通信設備の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するもの、及び電気化学製品の製造に関する技術的な業務に従事するものは含まれない。

- | | | | |
|---|--|---|--|
| ○ | 電気設計技術員
真空管技術員
電子管製造技術者
電気機械設計技術者
電気機械技術者
電気技術士
電気技術者
電話技術者
電気冷凍機技術者 | 電気工事技術者
弱電工事技術者
電力技術員
有線電気通信技術者
電気通信施設技術者
X線装置製造技術者
電気通信技術者
車両電気技術員
精密測定器技術者
(電気式) | 電気試験技術者
レーダー製造技術者
テレビ製造技術者
ラジオ製造技術者
電気主任技術者
変電技術者
電話修理技術者
電子計算機製造技術者
高圧電気工事技術者 |
|---|--|---|--|

給電技術者

×	電気化学技術者 (アルミナ製造) [027]	無線通信士 [491]	有線テレビジョン技術員 無線技術士 [492] [493]
	電気化学技術者 (金属製造処理) [022]	電波監視官 [499]	

027 化学技術者

化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維などの製造に関する、化学工程の企画・技術指導・作業管理・分析・検査などの技術的な業務に従業するものをいう。

ただし、や(冶)金・食品・染色整理・窯業技術者は含まれない。

○	工業化学技術者	非金属精錬技術者	医薬品製造技術者(薬剤師を除く)
	化学技術士	活性炭製造技術者	
	アンモニア合成技術者	メタノール製造技術者	火薬製造技術者
	硫酸製造技術者	石炭乾留製造技術者	薬品分析試験技術者
	硝酸製造技術者	石油精製技術者	プラスチック製品製造技術者
	化学薬品製造技術者	プラスチック製造技術者	ガス主任技術者
	無機薬品製造技術者	化学繊維製造技術者	合成ゴム製造技術者
	ソーダ工業技術者	合成繊維製造技術者	保安責任者(火薬類)
	電気化学技術者	高分子化学技術者	毒物・劇物取扱責任者
	(アルミナ製造)	油脂化学技術者	
	カーバイド製造技術者	塗料製造技術者	
	りん酸製造化学技術者	木材化学工業技術者	

×	電気化学技術者(金属 製造処理) [022]	染色技術者 [031]	医薬品製造従事者(薬剤師) マーガリン製造技術者 [054]
			[029]

028 窯業技術者

陶磁器・耐火物・ガラス・ほうろく・セメントなどの窯業製品・研ま材などの製造に関する企画・技術指導・作業管理などの技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、陶磁器などのデザインの設計業務に従事するものは〔124〕に分類される。

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| ○ ガラス製造技術者 | れんが製造技術者 | 研削材製造技術者 |
| ガラス繊維製造技術者 | 陶磁器成形技術者 | 研削と石製造技術者 |
| 製びん技術者 | 絶縁陶磁器製造技術者 | 石綿製品製造技術者 |
| セメント製造技術者 | 耐火物製造技術者 | 焼石こう製造技術者 |
| セメント分析技術者 | 炭素製品製造技術者 | |

× 陶磁器デザイナー〔124〕

029 食品技術者

各種飲食料品の製造に関する企画・技術指導・検査・作業管理などの、技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、食品衛生・監視の業務に従事するものは〔069〕に分類される。

- | | | |
|-----------|--------------|-----------|
| ○ 食品製造技術者 | 水産食品製造技術者 | 清涼飲料製造技術者 |
| 製粉技術者 | 醸造試験技術者 | 食品化学技術者 |
| 製菓技術者 | 醸造技術者 | 製氷技術者 |
| 製茶技術者 | マーガリン製造技術者 | 食品冷凍技術者 |
| 製糖技術者 | しょう油・みそ製造技術者 | |
| 酪製品技術者 | 食品かん詰製造技術者 | |

× 食品衛生監視員〔069〕 と畜検査員〔069〕 調理師〔916〕

031 製糸・紡績技術者

製糸・紡績・繊維製品の精練・漂白・染色などに関する企画・技術指導・作業管理・検査などの、技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、化学繊維製造に関する技術的な業務に従事するものは〔027〕に、被服製造に関する技術的な業務に従事するものは〔049〕に分類される。

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| ○ 紡績技術者 | 精練漂白技術者 | フェルト製造技術者 |
| 製糸技術者 | 染色技術者 | 石綿紡績技術者 |
| 製織技術者 | メリヤス製造技術者 | |

× 化学繊維製造技術者〔027〕 被服製造技術者〔049〕 服飾デザイナー〔124〕

032 土木技術者

道路（橋・トンネルを含む）・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事管理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。

ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続に関する業務に従事するものは〔149〕に、土地・水路などの測量に関する計画・実施などの技術的な業務に従事するものは〔034〕に分類される。

- | | | |
|---------|----------|---------|
| ○ 土木技術者 | 水道技術士 | 空港建設技術者 |
| 建設技術士 | 道路技術者 | 庭園設計技術者 |
| 河川土木技術者 | 港湾技術者 | 農業土木技術者 |
| 水道建設技術者 | 橋りょう技術者 | ずい道技術者 |
| 森林土木技術者 | 治山・治水技術者 | |

× 測量士〔034〕 土地家屋調査士〔149〕

033 建築技術者

住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事管理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の業務に従事するものは〔149〕に分類される。

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| ○ 建築技術者 | 建築設計監督技術者 | 建築設備技術者 |
| 建築士 | | |

× 大工〔721〕 土地家屋調査士〔149〕

034 測量技術者

土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など、及び測量に関する成果・資料のとりまとめの、技術的な業務に従事するものをいう。

- | | | |
|-------|---------|-----------|
| ○ 測量士 | 地図測量士 | 港湾測量技術者 |
| 測量士補 | 森林測量技術者 | 航空写真測量技術者 |

測量技術者

道路測量士

鉱山測量技術者

× 土木技術者〔032〕 測量人〔739〕

035 農業技術者

作物（稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物）の栽培・土壌・肥料
病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布、農
産物・種苗の検査に関する企画・指導などの、技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、飼料作物の栽培に関する技術的な業務に従事するものは〔037〕に分類される。

- | | | |
|-----------|----------------|-----------|
| ○ 農業技術者 | 農業改良普及員（地域） | 農産物検査員 |
| 農業技術士 | 農業改良普及員（専門一作物） | たばこ耕作指導員 |
| 営農指導員（作物） | 農業専門技術員 | しいたけ栽培技術者 |

- × 森林土木技術者〔032〕 肥料検査員〔149〕 営農指導員（畜産）〔037〕
農業土木技術者〔032〕 病虫害防除員〔351〕 畜産技術者〔037〕
森林種苗技術員〔038〕 生活改良普及員〔149〕
農業検査員〔149〕 生活専門技術員〔149〕

036 蚕業技術者

桑の栽培・養蚕・繭・蚕種製造に関する技術の改良普及・生産などの企画・指導・管理・
検査などの、技術的な業務に従事するものをいう。

- | | | |
|-----------|---------|-----------|
| ○ 蚕業改良指導員 | 嘱託蚕業普及員 | 製糸会社原料技術員 |
| 蚕業技術員 | 繭検定技術員 | 蚕種製造技術員 |

- × 生糸検査員〔149〕 製糸技術者〔031〕

037 畜産技術者

家畜・家禽・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼養・改良普及、飼料作物の栽培などに
関する企画・技術指導・管理・検査などの、技術的な業務に従事するものをいう。

- | | | |
|-------------|-------|-------------|
| ○ 営農指導員（畜産） | ふ化技術者 | 養鶏技術者 |
| 畜産技術者 | 種付技術者 | 雌雄鑑別師（初生ひな） |

農業改良普及員（畜産）	家畜人工受精師	養ほう（蜂）技術者
乳質検査員（牧場）	畜産コンサルタント	養と（兎）技術者

× 獣医師〔053〕 営農指導員（作物）〔035〕

038 林業技術者

造林用種苗の育成、林木の育成・管理・保護、植林、ぶ育、林産物の生産・利用に関する企画・技術指導・管理・検査などの、技術的な業務に従事するものをいう。

○ 営林局（署）技術者	林業技術士	森林種苗技術員
林業専門技術員	木炭検査員	林業技士
林業改良指導員	林産物検査員	

× 木材加工技術者〔049〕 治山・治水技術者〔032〕 林業試験場研究員〔011〕
森林土木技術者〔032〕 森林測量技術者〔034〕

039 水産技術者

水産動植物の採捕・養殖に関する企画・技術指導・管理・検査などの、技術的な業務に従事するものをいう。

○ 水産技術士	水産業改良普及員	真珠養殖技術者
水産技術者	水産資源保護指導員	のり養殖技術者
水産業専門技術員	魚類養殖技術者	

× 水産食品製造技術者〔029〕 水産試験場研究員〔011〕 漁業監督官〔149〕

041 原子力技術者

原子炉等の原子核エネルギー発生装置、核燃料、ラジオ・アイソトープ、粒子加速器等の放射線発生装置、放射線計測装置等の設計・製作・利用、及びこれらに伴う放射線の防護に関する、技術的な業務に従事するものをいう。

○ 原子炉運転技術者	核燃料製造技術者	放射線利用機器取扱技術者
放射線機器製造技術者	放射性廃棄物取扱技術者	
原子力機器製造技術者	ラジオ・アイソトープ取扱技術者	核燃料取扱主任者
		原子炉主任技術者

× 診療放射線技師〔069〕 X線装置製造技術者〔026〕

042 情報処理技術者

電子計算機を用いて、情報の整理・加工・蓄積・検索等を行うことを目的とし、情報処理技術に関する専門知識・経験をもって、システムの分析・設計、プログラムの設計・作成についての、技術的な業務に従事するものをいう。

○ システム・アナリスト システム・エンジニア プログラマー

× オペレーター（電子計算機の操作 キーパンチャー 電子計算機製造技術者のみを目的とする者）〔282〕 〔283〕 〔026〕

049 その他の技術者

録音技術者・たばこ製造技術者などの、021～042 に含まれない、技術的な業務に従事するものをいう。

○ 能率技術者	木材加工技術者	たばこ製造技術者
地質調査技術者	印刷技術者	熱管理士
安全工業技術員	生糸検査技術者	輸出検査員
録音技術者	被服製造技術者	

× 気象研究員〔011〕 写図工〔778〕 金属鉱山地質技術者〔021〕
製図工〔778〕

05~06 保健医療従事者

医業・薬業又はこれらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な業務に従事するものをいう。医学・薬学の知識を必要とする医業類似行為を行うものも含まれる。

ただし、次の業務に従事するものは含まれない。

- (1) 医学的知識に基づいて、予防衛生・保健衛生・栄養などに関する試験・研究の業務に従事するものは〔01 科学研究者〕に分類される。
- (2) 薬学的知識に基づいて、医薬品・食品などに関する試験・研究の業務に従事するものは〔01 科学研究者〕に分類される。
- (3) 医業・薬業又はこれらに関連する専門的・技術的な業務に従事する自衛官は〔I 保安職業従事者〕に分類される。

051 医師

医師の免許証を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的きょう正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・科学的な業務に従事するものをいう。医師の免許証を有する病院長・診療所長も含まれる。

ただし、次の業務に従事するものは含まれない。

- (1) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許証を有し、医薬品の製造を管理するものは〔027〕に分類される。
- (2) 医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な業務に従事するものは〔069〕に分類される。
- (3) 大学の教授・助教授又は講師であって、大学付属の病院などで、診断・治療などの業務に従事するものは〔096〕に分類される。

○ 開業医	保健所長	大学付属病院長（医師）
監察医	精神衛生鑑定医	病院長（医師）
船 医	法医学医	療養所長（医師）
放射線科医	衛生管理者（医師）	診療所長（医師）
検疫官（医師）	医 長	校 医

×	医薬品製造技術者 （薬剤師を除く）〔027〕	医療監視員〔069〕	診療放射線技師〔069〕
	医科大学教授〔096〕	食品衛生監視員〔069〕	薬事監視員〔069〕
	医師（大学教授）〔096〕	衛生管理者（医師でないもの）〔069〕	

052 歯科医師

歯科医師の免許証を有し、歯・その周囲組織及び口こうに生ずるすべての疾患についての、診断・治療・予防指導などの、専門的・技術的な業務に従事するものをいう。歯科医師の免許証を有する歯科病院長・歯科診療所長も含まれる。

ただし、大学の教授・助教授又は講師であって、大学付属の病院などで歯科に関する診断・治療などの業務に従事するものは〔096〕に分類される。

- 歯科医師 学校嘱託歯科医師 歯科医院長（歯科医師）

× 歯科大学教授〔096〕 歯科衛生士〔069〕 医療監視員〔069〕

医科大学教授〔096〕 歯科技工士〔069〕 薬事監視員〔069〕

053 獣医師

獣医師の免許証を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの診療、動物・畜産物の検疫などの、専門的・科学的な業務に従事するものをいう。獣医師の免許証を有する家畜診療所長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。

ただし、家畜の診療、動物・畜産物の検疫などの、専門的業務に付随する技術的補助業務に従事するものは含まれない。

- 獣医師 犬猫病院長 家畜防疫官
家畜診療所長（獣医師） と畜検査員

× 獣医科大学教授〔096〕 環境衛生監視員〔069〕 装てい師〔359〕

食品衛生監視員〔096〕

054 薬剤師

薬剤師の免許証を有し、調剤、医薬品・医薬部外品・化粧品製造、医薬品の供給などの、薬事に関する専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

ただし、各種薬品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するものは〔011〕に、医薬品を製造する事業所において、薬剤師の免許証を有しないで、医薬品製造に関する技術的な業務に従事するものは〔027〕に分類される。

- 薬剤師 薬局長 医薬品製造従事者（薬剤師）
薬局開設者（薬剤師） 薬局員（薬剤師） 医薬品販売従事者（薬剤師）

薬剤部長

薬局管理者

学校薬剤師

×	環境衛生監視員〔069〕	食品衛生監視員〔069〕	衛生検査技師〔069〕
	医薬品製造技術者（薬剤師でないもの）〔027〕	薬事監視員〔069〕	薬学研究員〔011〕
	毒物・劇物監視員〔069〕	医療監視員〔069〕	化学技術者〔027〕

055 保 健 婦

保健婦の免許証を有し、健康相談・巡回訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・健康教育・その他日常生活上必要な保健指導に従事するものをいう。

ただし、事業場などにおいて、作業場を巡回して、健康異常者の発見・処置、労働環境衛生の調査、作業条件・施設などの衛生上の改善、衛生用保護具・救急用具などの点検・整備、衛生教育、健康相談などに従事するものは〔069〕に、保健婦の免許証を有し、専ら看護業務に従事するものは〔057〕に分類される。

- 保健婦 保健指導員 保健所保健指導課長（保健婦）
保健婦長

×	衛生管理者（医師でないもの）〔069〕	養護学校教諭〔097〕
---	---------------------	-------------

056 助 産 婦

助産婦の免許証を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導に従事するものをいう。

- 助産婦 助産所長（助産婦） 助産婦長

×	助産助手〔069〕
---	-----------

057 看 護 婦

看護婦・看護師の免許証を有し、傷疾者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話、診療の補助業務に従事するもの、准看護婦・准看護師の免許証を有し、医師・歯科医師・看護婦・看護師の指示を受けて、傷疾者・じょく婦に対する療養上の世話、診療の補助業務

に従事するものをいう。

- | | | |
|-------|-------|------|
| ○ 看護婦 | 看護婦長 | 看護師 |
| 准看護婦 | 派出看護婦 | 准看護師 |
| 総看護婦長 | | |

-
- | | | | |
|---|-----------|----------------------------|----------|
| × | 看護助手〔069〕 | 付添婦（看護婦・准看護婦の免許のないもの）〔902〕 | 家政婦〔902〕 |
|---|-----------|----------------------------|----------|

058 臨床検査技師、衛生検査技師

当該免許証を有し、医師の指導監督のもとに、病院・診療所などにおいて、微生物学的検査・血清学的検査・血液学的検査・病理学的検査・寄生虫学的検査・生化学的検査などの業務に従事するものをいう。

- | | | |
|----------|--------|---------|
| ○ 臨床検査技師 | 衛生検査技師 | 臨床検査技師長 |
|----------|--------|---------|

059 理学療法士、作業療法士

当該免許証を有し、理学療法・作業療法を行うものをいう。

- | | |
|---------|-------|
| ○ 理学療法士 | 作業療法士 |
|---------|-------|

-
- | | | |
|---|------------------|--------------|
| × | あん摩マッサージ指圧師〔062〕 | 診療放射線技師〔069〕 |
|---|------------------|--------------|

061 栄養士

栄養士の免許証を有し、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食餌（しょくじ）相談・嗜好調査・栄養摂取状況の調査などの栄養指導に従事するものをいう。

- | | | |
|-------|-------|--------|
| ○ 栄養士 | 管理栄養士 | 学校栄養職員 |
| 栄養指導員 | | |

-
- | | | |
|---|--------------|----------|
| × | 食品衛生監視員〔069〕 | 調理師〔916〕 |
|---|--------------|----------|

07 法務従事者

裁判官、検察官、弁護士及びその他司法に関連する専門的業務に従事するものをいう。

071 裁判官、検察官、弁護士

法律上の争訟を裁判するもの（裁判官）、刑事についての公訴・裁判所に法の正当な適用の請求・裁判の執行の監督・裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは裁判所に通知を求め又は意見を述べ・公益の代表として他の法令がその権限に属させた事務を行うもの（検察官）、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託によって訴訟事件、非訟事件、訴願・審査の請求・異議の申立など行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うもの（弁護士）をいう。

ただし、工業所有権に関する審判を行うもの、海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁決の執行を行うものは〔079〕に、裁判官弾が（効）の裁判を行うもの又は裁判官（罷）免の訴追を行うものは〔201〕に分類される。

○ 最高裁判所長官	裁判所調査官（判事）	検事正
最高裁判所判事	判事補	次席検事
簡易裁判所判事		
高等裁判所長官	家事審判官	検事
裁判所長	検事総長	副検事
裁判長	次長検事	弁護士
判事	検事長	

×	法務省の課長〔201〕	司法修習生〔251〕	特許審判官〔079〕
	裁判所課長などの管理者〔201〕	司法研修所教官〔099〕	海難審判庁審判官〔079〕
		書記官研修所教官〔099〕	海難審判庁理事官〔079〕
	裁判所調査官（判事でないもの）〔079〕	調査官研修所教官〔099〕	

079 その他の法務従事者

法律行為その他私権に関する事実についての公正証書の作成、私署証書を認証する業務に従事するもの、特許・海難事件の審判を行い、審判の請求・維持・執行などの業務、その他司法又はこれに関連する専門的業務に従事するものをいう。

ただし、個人の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行い、公安の維持に従事するものは〔852〕に、検察行政事務・国の利害に関係ある争訟事務・民事事務・人権擁

護事務などの法律行政事務に従事するものは〔071〕に分類される。

○ 公証人	海難審判庁理事官	家事調停委員
裁判所調査官（判事でないもの）	海難審判庁副理事官	民事調停委員
執行官	海事補佐人	裁判所書記官
特許審判官	家庭裁判所調査官	司法書士
弁理士	家事調査官	司法委員
海難審判庁審判官	少年調査官	家庭裁判所参与員

× 行政書士〔251〕

廷 吏〔857〕

裁判所調査官（判事）〔071〕

08 公認会計士、税理士

081 公認会計士、税理士

他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの業務に従事するものをいう。

○ 公認会計士

会計士補

税理士

.....
× 弁理士〔079〕

会計事務員〔252〕

09 教 員

学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・盲学校・ろう（聾）学校・養護学校をいう）・専修学校・各種学校（学校教育に類する教育を行う施設をいう）・その他の教育施設において、学生・生徒・児童・幼児の教育・養護に従事するものをいう。教育に従事する学長・校長（園長を含む）、部局長（大学の学部長・大学に付置される研究所の長・大学の付属図書館の長をいう）、少年院・少年鑑別所において収容少年の教育に従事するものも含まれる。

ただし、次の業務に従事するものは含まれない。

- (1) 教育委員会の教育長・専門職員（指導主事・社会教育主事をいう）は〔14 その他の専門的・技術的職業従事者〕に分類される。
- (2) 学校の事務職員・技術職員・実習助手は〔それぞれ該当する項目〕に分類される。
- (3) 教育に従事しない学校の理事などは〔21 会社・団体等の役員〕に分類される。
- (4) 教護院において、収容少年の教護・教科指導に従事するものは〔14 その他の専門的・技術的職業従事者〕に分類される。

091 幼稚園教員

幼稚園において、幼児の保育・養護に従事するものをいう。

ただし、保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の業務に従事するものは含まれない。

○ 幼稚園園長	幼稚園教諭	幼稚園養護教諭
幼稚園教頭	幼稚園助教諭	幼稚園養護助教諭

× 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校幼稚部教諭〔097〕 保育所
保母・保父〔142〕

092 小学校教員

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。

ただし、盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、児童の初等普通教育に従事するものは〔097〕に、少年院・少年鑑別所において、収容少年のきょう正教育・教科の指導に従事するものは〔099〕に分類される。

○ 小学校校長	小学校養護教諭	小学校講師
小学校教頭	小学校助教諭	
小学校教諭	小学校養護助教諭	

× 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校小学部教諭〔097〕 少年院法務教官〔099〕

093 中学校教員

中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。

ただし、盲学校、ろう（聾）学校又は養護学校において、生徒の中等普通教育に従事するものは〔097〕に、教護院において、収容児の教護・教科の指導に従事するものは〔141〕に分類される。

- | | | |
|---------|---------|----------|
| ○ 中学校校長 | 中学校助教諭 | 中学校養護助教諭 |
| 中学校教頭 | 中学校養護教諭 | 中学校講師 |
| 中学校教諭 | | |

× 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校中学部教諭〔097〕

094 高等学校教員

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

ただし、盲学校、ろう（聾）学校又は養護学校において、生徒の高等普通教育に従事するものは〔097〕に、少年院において、収容少年のきょう正教育・教科の指導に従事するものは〔099〕に、高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら技能的・技術的知識又は経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な仕事に従事するものは、〔それぞれ該当する項目〕に分類される。

- | | | |
|----------|-----------|-------------|
| ○ 高等学校校長 | 高等学校助教諭 | 高等学校講師 |
| 高等学校教頭 | 高等学校養護教諭 | 高等学校通信制課程教員 |
| 高等学校教諭 | 高等学校養護助教諭 | |

× 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校高等部教諭〔097〕

農耕実習助手（学校）〔351〕

095 高等専門学校教員

高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。高等専門学校において、学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導に従事するもの、及び高等専門学校所属の練習船において、教育及び船舶運航に従事するものも含まれる。

ただし、高等専門学校において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に

基づく知識・技術・技能によって、学生の実験又は学習の指導の補助的な仕事に従事するものは、〔それぞれ該当する項目〕に分類される。

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| ○ 高等専門学校校長 | 高等専門学校助教授 | 高等専門学校助手 |
| 高等専門学校教授 | 高等専門学校講師 | |

× 専門学校教員（専修学校）〔099〕

096 大学教員

大学（大学院、短期大学を含む）において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。教育に従事する学長・部局長、大学の学部（大学院の研究科・短期大学の学科）において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するもの、大学の学部所属の練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するものも含まれる。

ただし、次の業務に従事するものは含まれない。

- (1) 大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事に従事するもの。
- (2) 大学付属の病院・研究所などの付属施設において、専ら教育以外の仕事に従事するもの。
- (3) 大学付属の諸学校において、生徒・児童・幼児の教育、教育実習学生の指導に従事するもの。
- (4) 大学の医学部付属の看護婦養成施設などにおいて、専ら看護などに関する理論又は実技の教授に従事するもの。
- (5) 大学の学部・研究所などに付属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の作業に従事するもの。
- (6) 大学において、訓育上、直接学生を補導する仕事に従事するもの。
- (7) 警察大学校・自治大学校・防衛大学校・航空大学校・海上保安大学校などにおいて、学生の教育に従事するもの。

- | | | |
|--------|-------|-------------|
| ○ 大学学長 | 大学助手 | 大学付置研究所教授 |
| 大学副学長 | 大学講師 | 短期大学教授 |
| 大学教授 | 学部長 | 大学通信教育部教授 |
| 大学助教授 | 大学院教授 | 短期大学通信教育部教授 |

- × 大学工学部金属工作機械実習助手〔511〕 警察大学校教員（警察官でないもの）〔099〕
防衛大学校教員（自衛官）〔851〕

097 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校教員

盲学校、ろう（聾）学校又は養護学校において、生徒・児童・幼児の高等学校・中学校・小学校・幼稚園に準ずる教育・養護に従事するものをいう。

ただし、盲学校、ろう（聾）学校又は養護学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら寄宿舎における生徒・児童の生活及び学習の世話などの仕事に従事するのは〔934〕に、小学校・中学校・高等学校の特殊学級において、児童・生徒の教育に従事するのは〔092～094〕に分類される。

○ 盲学校校長	ろう（聾）学校校長	養護学校校長
盲学校教頭	ろう（聾）学校教頭	養護学校教頭
盲学校教諭	ろう（聾）学校教諭	養護学校教諭
盲学校助教諭	ろう（聾）学校助教諭	養護学校助教諭
盲学校養護教諭	ろう（聾）学校養護教諭	養護学校養護教諭
盲学校養護助教諭	ろう（聾）学校養護助教諭	養護学校養護助教諭
盲学校幼稚部教諭	ろう（聾）学校幼稚部教諭	養護学校幼稚部教諭
盲学校小学部教諭	ろう（聾）学校小学部教諭	養護学校小学部教諭
盲学校中学部教諭	ろう（聾）学校中学部教諭	養護学校中学部教諭
盲学校高等部教諭	ろう（聾）学校高等部教諭	養護学校高等部教諭

- × 舎監、寮母〔934〕

099 その他の教員

専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。事業体付属の教育施設において、職員に対する業務上必要な知識・技術・技能などの教育に専ら従事するもの、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設において、就業に必要な知識・実技などの教育に従事するもの、少年院において、収容少年の教育に従事するもの、職業訓練施設において、職業に必要な技能の訓練・指導に従事するものも含まれる。

ただし、次の業務に従事するものは含まれない。

- (1) 各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための、茶道・華道・手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するものは〔144〕に分類される。
- (2) 個人教授所（塾）において、学習指導に従事するものは〔144〕に分類される。

- (3) 個人家庭において、学習指導に従事するものは〔144〕に分類される。
- (4) 保育所・教護院などの児童福祉施設において、児童の保育・生活指導などに従事するものは〔141, 142〕に分類される。

○ 洋裁学校講師	教員養成所教員	自治大学校教員
裁縫教師（教育施設）	保育専修学校教員	海上保安大学校教員
速記者学校講師	工芸技術講習所講師	航空保安大学校教員
看護婦・助産婦学校教員	職業訓練指導員	警察大学校教員
歯科衛生士学校講師	（公共職業訓練施設）	（警察官でないもの）
タイピスト学校講師	職業訓練指導員	警察学校教員
テレビ技術学校講師	（民間企業、団体）	（警察官でないもの）
情報処理技術者養成学校	司法研修所教官	水産大学校教員
講師	書記官研修所教官	職業訓練大学校教員
デザイナー学院講師	調査官研修所教官	予備校の教員
英会話学院講師	少年院教員	
そろばん塾（各種学校）	国有鉄道職員養成所講師	
講師	防衛大学校教員	
養護教諭養成所教員	（自衛官でないもの）	

×	囲碁指南〔144〕	個人教授所（塾）教師	教護院教護〔141〕
	生花師匠〔144〕	〔144〕	保育所保母・保父〔142〕

10 宗 教 家

101 宗 教 家

神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教・伝導・法忌・式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。

○ 神 官	尼 僧	牧 師
神 職	雲 水	教 祖
権ねぎ(禰宜)	カトリック教修道士	教導師
宮 司	カトリック司祭	布教師
おしょう(和尚)	司 教	伝導師
僧りょ(侶)	神 父	教 師
たくはつ(托鉢)僧	宣教師	

× みこ(巫子)〔929〕 祈とう師〔929〕

11 文芸家、記者、編集者

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作に従事するもの、文学・学術などに関する著作・翻訳に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの業務に従事するものをいう。

111 文芸家、著述家

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作に従事するもの、文学・学術などに関する著作又は翻訳に従事するものをいう。

○ 小説家	文芸評論家	政治評論家
シナリオ作家	音楽評論家	美術評論家
ラジオドラマ作家	時事評論家	スポーツ評論家
劇作家	医事評論家	著述家
作詩家	俳人	翻訳家
映画演劇評論家	歌人	

112 記者、編集者

新聞・雑誌などの記事の取材に従事するもの、新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの業務に従事するものをいう。

○ 新聞記者	広告記者	ルポライター（探訪記者、
放送記者	編集員	現地取材記者）
通信記者	法規編集者	
雑誌記者	ニュース解説者	

12 美術家、写真家、デザイナー

彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作に従事するもの、肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの作業に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機を操作するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影に従事するもの、工業的又は商業的製品などの装飾に関する専門的な業務に従事するものをいう。

ただし、文芸作品の創作に従事するものは〔11 文芸家、記者、編集者〕に、学校において、美術などについて、学生・生徒の教育に従事するものは〔09 教員〕に分類される。

121 彫刻家

木彫・石彫・金銅造・塑像・仏像などの美術品の創作に従事するものをいう。

ただし、彫刻家の指導によって、彫刻又は塑造の製作の補助的業務に従事するものは含まれない。

○ 彫刻家 塑像家 木彫家

× 金属工芸家〔123〕 木彫刻師〔605〕 印判師〔771〕
金属彫刻工〔517〕

122 画家、書家

絵画・版画・書道の創作に従事するものをいう。

○ 日本画家 油絵画家 劇画家
水彩画家 装飾画家 イラストレーター
肖像画家 風景画家 版画家
漫画家 洋画家 書家
書道家 さし絵画家 いれずみ師

× 図案家〔124〕 ペンキ画工〔775〕 書道個人教師〔144〕
陶磁器絵付工〔667〕 アニメーター〔775〕

123 工芸美術家

陶磁工芸品・漆工芸品・染職工芸品・木竹工芸品・宝石・きば・角・皮革工芸品・金工

芸品・美術家具などの、美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などに従事するものをいう。

ただし、工芸美術家の指導によって、工芸品製作の補助的業務に従事するものは含まれない。

○ 陶芸家	竹工芸家	染織工芸家
漆工芸家	民芸指導家	刀剣師
金属工芸家	美術鑄造家	刀かじ（鍛冶）
木工芸家		

× 彫刻家〔121〕 まき絵師〔767〕

124 デザイナー

工業的又は商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な業務に従事するものをいう。

○ デザイナー	フラワーデザイナー	服飾デザイナー
工芸図案家	ディスプレイデザイナー	宣伝用図案家
工業デザイナー	図案技師	コピーライター
産業デザイナー	友禅図案家	上絵図案家
商業デザイナー	印刷図案家	機械デザイナー
商業美術家	図案家（印刷図案業）	陶磁器デザイナー
インテリアデザイナー	建築装飾図案家	

× 舞台装置家〔134〕 図案工〔775〕 図案画工〔775〕

125 写真家、カメラマン

客の注文により肖像写真の撮影・焼付・引伸・仕上・修正などの業務に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機を操作するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影に従事するものをいう。

ただし、エックス線写真の撮影又は写真処理を行うものは〔069〕に、映写機を操作するものは〔777〕に、写真・映画・ネガ・プリントの処理する作業に従事するものは〔789〕に分類される。

○	写真家	写真記者	テレビカメラ撮影技師
	写真師	撮影助手（映画製作業）	写真撮影師
	写真館主	写真技師	商業写真家
	撮影技師		

×	写真焼付工〔789〕	写真現像工〔789〕	診療放射線技師〔069〕
	写真修整工〔789〕	映写技士〔777〕	

13 音楽家、舞台芸術家

映画・演劇などの芸術作品の創作、及び演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものをいう。

ただし、文芸作品の創作に従事するものは〔11 文芸家、記者、編集者〕に、学校において、演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものは〔09 教員〕に分類される。

131 音楽家

作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するものをいう。

○ 作曲家	合唱団員	常磐津師匠
演奏家	楽士	三味線師匠
編曲家	ピアニスト	びわ(琵琶)師
器楽家	バイオリニスト	稚楽楽手
音楽指揮者	邦楽家	小唄・端唄師匠
コンサートマスター	琴師匠	浄るり(溜璃)師匠
歌手	尺八教授	清元師匠
オペラ歌手	義太夫師匠	琴指南
声楽家	うた(哥)沢師匠	能楽はやし方

× 音楽家(高等学校教師)〔094〕 浪曲家〔135〕 音楽評論家〔111〕
音楽個人教師〔144〕

132 舞踊家

舞・踊・振によって、感情と意志を表現する演技者をいう。

○ 日本舞踊家	バレリーナ	ストリッパー
西洋舞踊家	踊り師匠	タップ・ダンサー
能師	社交ダンス教師	アクロバット・ダンサー
狂言師	ステージ・ダンサー	

× 社交ダンサー〔921〕 舞踊個人教師〔144〕

133 俳優

映画・演劇などにおける演技者をいう。

ただし、映画・演劇などで演技をする芸家は〔135〕に分類される。

- | | | |
|------|-----------|-------|
| ○ 役者 | 歌舞伎俳優 | テレビ俳優 |
| 映画俳優 | おやま（女形） | |
| 映画女優 | 放送劇団員（声優） | |

× 芸家〔135〕 人形芝居師〔135〕 落語芝居師〔135〕

134 演出家

脚本・シナリオに基づいて、映画・演劇などを組成する俳優の演技指導、セット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するものをいう。

- | | | |
|-------|----------|---------|
| ○ 演出家 | 助監督 | プロデューサー |
| 監督 | 歌舞き（伎）監事 | 舞台装置家 |

135 芸家

講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者をいう。

- | | | |
|---------|--------|----------|
| ○ 講談師 | 茶番狂言師 | あやつり人形使い |
| 落語家 | 人形芝居師 | 腹話術師 |
| 漫才師 | コメディアン | 詩吟家 |
| 落語芝居師 | 声色師 | ボードビリアン |
| 浪曲家 | 奇術師 | 曲芸師 |
| 芸能関係司会者 | | |

× 舞踊家〔132〕 俳優〔133〕

14 その他の専門的・技術的職業従事者

保母・プロ野球選手・個人教師などの01～13に含まれない専門的・技術的な業務に従事するものをいう。

141 社会福祉事業専門職員

要保護者・要保護児童・母子・身体障害者・精神薄弱者などについて、調査・相談・保護・教護・援護・育成・更生指導などの社会福祉に関する専門的な業務に従事するもの、犯罪者について、被保護者の生活指導・相談などの、更生保護に関する専門的な業務に従事するものをいう。教護院長も含まれる。

ただし、児童福祉施設において、児童の保育・保護の業務に従事するもの、社会福祉施設・更生保護施設において、被保護者の診療・保健衛生・その他医学的専門的知識を要する仕事に従事するものは含まれない。

○ 児童福祉司	児童指導員	社会福祉施設管理者
身体障害者福祉司	心理判定員	(社会福祉専門職員)
教護院教護	寮母(老人福祉施設、	社会福祉施設長
職業指導員	母子寮等)	(社会福祉専門職員)

×	少年院教員〔099〕	公益質屋主任〔316〕
	医師〔051〕	寮母(寄宿舍、寮)〔934〕
	福祉事務所一般事務員〔251〕	保母(児童福祉施設)〔142〕

142 保 母

児童福祉施設において、児童の保育・保護の業務に従事するものをいう。

○ 保育所保母・保父	ろう(聾)・あ児施設保母	精神薄弱児通園施設保母
精神薄弱児施設保母	肢体不自由児施設保母	重症心身障害児施設保母
養護施設保母	乳児院保母	

143 職業スポーツ家

野球・すもう(相撲)・ボクシング・レスリングなどの競技又は試合に参加し、運動競技を行うもの、及び競技に直接関連する業務に従事するものをいう。

○ 自動車競走選手	プロ野球審判員	プロレスラー
-----------	---------	--------

オートレース選手	プロ野球監督	キックボクサー
競輪選手	プロ野球マネージャー	プロテニス選手
モーターボートレース選手	レフェリー	プロ空手選手
騎手	セコンド	プロスキーヤー
プロボクサー	自動車競走審判員	トレーナー
プロボウラー	力士	競輪審判員
プロ卓球選手	行司	モーターボートレース審判員
プロゴルファー	すもう(相撲)呼出し	オートレース審判員
プロ野球選手	すもう(相撲)審判委員	

×	柔道師範〔144〕	空手術師範〔144〕	グラウンド・キーパー〔809〕
	剣道師範〔144〕	フェンシング師範〔144〕	
	弓道師範〔144〕	卓球指導員〔144〕	

144 個人教師

茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導に従事するものをいう。

ただし、学校教育法に基づく学校、事業体付属の教育施設、就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは〔09 教員〕に分類される。

○	茶道個人教授	ピアノ個人教師	塾の先生(各種学校でないもの)
	生花個人教授	日本舞踊個人教師	家庭教師
	生花師匠	英語個人教師	柔道師範
	和裁個人教師	数学個人教師	剣道師範
	囲碁指南	書道個人教師	弓道師範

×	高等学校音楽教師〔094〕	そろばん塾教師(各種学校)〔099〕
---	---------------	--------------------

149 他に分類されない専門的・技術的職業従事者

教育委員会指導主事・司書・調律師などの、141～144 に含まれない専門的・技術的な職業に従事するものをいう。

○	通訳	馬調教師	人形浄瑠璃の人形着付師
	指紋鑑識員	犬訓練士	土地家屋調査士

保険数理員	司 書	不動産管理士
海事鑑定人	調律師	不動産鑑定士
計量士	アナウンサー(ラジオ・テレビ)	特許管理士
検数員	郵便職場訓練指導官	産業管理士
農薬検査員	漁業監督官	産業管理士補
肥料検査員	電気工作物検査官	社会保険労務士
生糸検査員	原子力施設検査官	中小企業診断士
輸出検査員	航空工場検査官	生活改良普及員
教育委員会指導主事	衆議院常任委員会専門委員	生活専門技術員
鑑定人(書画・骨とう)	社会教育主事	探偵

×	放送劇団員(声優)[133]	易 者[929]
	放送記者[112]	街頭宣伝放送員[935]
	ニュース解説者[112]	